

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-23:2025

規格名：電線管システム－第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第一項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.1	箇条4 一般要求事項 4.1 電線管及び電線管附属品は、通常の使用状態において性能に信頼性があり、使用者又は周囲に危険がないよう設計及び組み立てられなければならない。((JIS C 8461-1 (以下、第1部) の規定による。)	
第二条 第二項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.2	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 寸法 8.2 電線管システムの最小内径は、製造業者が宣言する寸法でなければならない。	
第三条 第一項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 11.1 11.1.3	箇条11 電気的特性 11.1 電気的要件事項 11.1.3 金属製又は複合材料製の電線管システムの接触可能な露出導電部は、事故で活線状態になる可能性のある場合、効果的に接地されなければならない。 (第1部の規定による。)	
第三条 第二項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付	■該当 □非該当	箇条7 7.1.102	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示及び説明書 7.1.102 製造業者は、電線管システムについて、最小内径、最小曲げ半径及び規定による分類又は分類コードを製造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-23:2025

規格名：電線管システム－第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		箇条10 10.5 10.5.102	業者の文書に記載しなければならない 箇条10 機械的特性 10.5 フレキシング試験 10.5.102 製造業者は、使用時の下限温度、規定する輸送及び施工時の下限温度、及び規定する使用及び施工時の最高温度の三つの温度を製造業者の文書で明示しなければならない。	
第四条	供用期間中に おける安全機 能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.5 10.5.105	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 10 機械的特性 10.5 フレキシング試験 10.5.105 試験後、試料に目視で確認できるひび割れがなく、規定するゲージが、初速をつけずにゲージの質量だけで試料内を通過しなければならない。	
第五条	使用者及び使 用場所を考慮 した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1.3 箇条14 14.1 14.1.1	箇条7 表示及び文書 7.1.3 製造業者は、規定に従った分類並びに適切かつ安全な輸送、保管、施工及び使用上の全ての情報を必要に応じて、製造業者の文書に記載しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条14 外的影響 14.1 エンクロージャによる保護等級 14.1.1 一般	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-23:2025

規格名：電線管システム－第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					製造業者の取扱説明書に従って組み立てた電線管システムは、製造業者が指定する分類が、IP30以上の保護等級に従った外的影響に対して、十分な耐性をもたなければならない。（第1部の規定による。）	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.5 箇条12 12.1	箇条9 構造 9.5 製造業者の指示に従って組み立てたとき、外的影響にさらされる可能性のある接続部のゴム、繊維などの材料は、電線管又は電線管附属品と同等以上の外的影響に対する耐性をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条12 温度特性 12.1 非金属製の電線管及び複合材料製の電線管は、十分な耐熱性をもたなければならない。（第1部の規定による。）	
第七条 第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、電線を保護する製品で、充電部がないため、非該当が妥当と考える。
第七条	感電に対する	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条11	箇条11 電気的特性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-23:2025

規格名：電線管システム－第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 号	保護	ようにより抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 非該当	11.1 11.1.2 11.1.3	11.1 電気的要件事項 11.1.2 金属製又は複合材料製の電線管システムは、接触可能な露出導電部が接地できる構造でなければならぬ。(第1部の規定による。) 11.1.3 金属製又は複合材料製の電線管システムの接触可能な露出導電部は、事故で活線状態になる可能性のある場合、効果的に接地されなければならない。(第1部の規定による。)	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受け るおそれがある内外からの作用を考慮し、 かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保 たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 11.1 11.1.4	箇条11 電気的特性 11.1 電気的要件事項 11.1.4 非金属製又は複合材料製の電線管システムは、十分な絶縁耐力及び絶縁抵抗をもたなければならない。(第1部の規定による。)	
第 九 条	火災の危険源 からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を 及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが ないよう、発火する温度に達しない構造 の採用、難燃性の部品及び材料の使用その 他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.1 13.1.3	箇条13 火災の危険 13.1 火災への対応 13.1.3 火災の延焼 非延焼性の電線管システムは、延焼に対して十分な耐性をもたなければならない。(第1部の規定による。)	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人 体に危害を及ぼすおそれがある温度となら ないこと、発熱部が容易に露出しないこと	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、電 線を保護する製 品で、製品に電

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-23:2025

規格名：電線管システム－第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。				気を流さないこ とから、温度上 昇がなく、火傷 のおそれがない ため、非該当が 妥当と考える。
第十一 条 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性 による転倒、可動部又は鋭利な角への接触 等によって人体に危害を及ぼし、又は物件 に損傷を与えるおそれがないように、適切 な設計その他の措置が講じられるものとす る。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.1	箇条9. 構造 9.1 電線管システムには、絶縁電線若しくはケーブルを損 傷させる、又は施工者若しくは使用者に危害を及ぼすよ うな鋭いエッジ、ぱり又は表面の突起があつてはならな い。 (第1部の規定による。)	
第十一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部か らの機械的作用によって生じる危険源によ って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷 を与えるおそれがないように、必要な強度 を持つ設計その他の措置が講じられるもの とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.1 10.1.1 10.1.2	箇条10 機械的特性 10.1 機械的強度 10.1.1 電線管システムは、適切な機械的強度をもつてい なければならない。 (第1部の規定による。) 10.1.2 電線管は、製造業者が指定する方法で施工時又は 施工後において、電線管分類コードに従つて曲げ、圧縮、 衝撃又は極限温度にさらされたとき、絶縁電線若しくは ケーブルの引込みが困難となるか、又は施工後の絶縁電 線若しくはケーブルが損傷するひび割れ及び変形があつ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-23:2025

規格名：電線管システム—第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				10.1.3	てはならない。 (第1部の規定による。) 10.1.3 他の機器に取り付けるように設計した電線管システムは、施工時及び施工後において、他の機器を支持し、機器の操作に必要な力に耐える十分な機械的強度がなければならない。 (第1部の規定による。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、金属、合成樹脂が主要部材のため、一般的に化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に人体に危害を及ぼすおそれ

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-23:2025

規格名：電線管システム—第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	害の防止					れのある電磁波 が外部に発生し ないため、非該 当が妥当と考え る。
第十四条	使用方法を考 慮した安全設 計	電気用品は、当該電気用品に通常想定され る無監視状態での運転においても、人体に 危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお それがないように設計され、及び必要に応 じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.1 箇条7 7.1.3	箇条4 一般要求事項 4.1 電線管及び電線管附属品は、通常の使用状態において 性能に信頼性があり、使用者又は周囲に危険がないよう に、設計及び組み立てられなければならない。（第1部の 規定による。） 箇条7 表示及び文書 7.1.3 製造業者は、規定に従った分類並びに適切かつ安 全な輸送、保管、施工及び使用上の全ての情報を必要に応じ て、製造業者の文書に記載しなければならない。（第1部 の規定による。）	
第十五条 第1項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危 害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ れがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一 般的に、不意な 始動によって人 体に危害を及ぼ し又は物件に損 傷を与えるおそ

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-23:2025

規格名：電線管システム－第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						れがないため、 非該当が妥当と 考える。
第十五条 第 2 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、 又は物件に損傷を与えるおそれがないもの とする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一 般的に、不意な 再始動によって 人体に危害を及 ぼし又は物件に 損傷を与えるお それがないた め、非該当が妥 当と考える。
第十五条 第 3 項	始動、再始動 及び停止によ る危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える おそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一 般的に、不意な 停止によって人 体に危害を及ぼ し又は物件に損 傷を与えるおそ れがないため、 非該当が妥当と 考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-23:2025

規格名：電線管システム－第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、電気を流さないため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	箇条15	箇条15 電磁両立性 この規格を適用する製品は、通常の使用状態では、電磁的影響(エミッション及びイミュニティ)に対する影響はない。(第1部の規定による。)	当該製品は、箇条15の規定により、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	箇条15	箇条15 電磁両立性 この規格を適用する製品は、通常の使用状態では、電磁的影響(エミッション及びイミュニティ)に対する影響はない。(第1部の規定による。)	当該製品は、箇条15の規定により、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.101	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示及び文書 7.1.101 電線管には、全長にわたって一定間隔で、規定の表示をしなければならない。技術的に不可能な場合、その表示は、製品の管端又は包装に貼付したラベルに表示する。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-23:2025

規格名：電線管システム－第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条 第1号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第2号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれない。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-23:2025

規格名：電線管システム－第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る表示)	項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				いため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装 置を有するものを除く。）及び電気脱水機 (電気洗濯機と一体となっているものに限 り、産業用のものを除く。) 機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易 に消えない方法で、次に掲げる事項を表示 すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	□該当 ■非該当	—	—	電気洗濯機及び 電気脱水機は、 当該規格の適用 範囲に含まれな いため、非該当 が妥当と考え る。
第二十条 第 4 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本 体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か	□該当 ■非該当	—	—	テレビジョン受 信機は、当該規 格の適用範囲に

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8461-23:2025

規格名：電線管システム－第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	る表示)	つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				含まれないため、非該当が妥当と考える。